

鳥羽市水道事業・下水道事業経営戦略改定支援業務委託 プロポーザル審査要領

(1) 審査主体

発注者が設置する「鳥羽市水道事業・下水道事業経営戦略改定支援業務委託プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行う。

(2) 審査項目

- ・業務実施体制に関する事項
- ・委託業務の内容に関する事項
- ・プレゼンテーションに関する事項
- ・参考見積額に関する事項

※ 詳細については、「審査項目及び配点表」のとおり

(3) 審査方法及び評価方法

① 審査方法

審査委員会において、提案書等の内容を審査項目に基づき書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの時間は1者につき30分以内とし、20分以内の質疑応答時間を設ける（時間厳守）

※ プレゼンテーション会場への入場は4名までとし、説明は本委託業務に関わる従事者が行うこと。

※ プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。ただしパソコン、プロジェクターは市が準備するので使用する場合は申し出ること。

※ プレゼンテーション及び「審査及び選定」の事項については『非公開』とする。

② 評価方法

審査項目に対して審査委員ごとに採点し、評価点の合計を総合評価点とする。

③ 受託候補者の決定

総合評価点の最も高いものを受託候補者とする。ただし、総合評価点が高い場合であっても、委員の過半数が高得点でない場合は審査委員会で協議のうえ受託候補者を選定する場合がある。

総合点の最も高いものが2者以上あるときは、以下の順で受託候補者とする。

ア 「委託業務の内容に関する事項」の評価の合計点が高い者。

イ 参考見積額が低い者。

ウ 以上においても同点の場合はくじ引きにより受託候補者を決定する。

④ 審査結果通知

審査結果は審査終了後、後日全ての提案者に書面で通知する。